

法令区分	ボイラーの規模による区分	法令の条文	ボイラーの種類							
			蒸気ボイラー		温水ボイラー	貫流ボイラー <sup>(2)</sup>				
ボイラー及び圧力容器安全規則	第二章ボイラー	ボイラー	令第1条第三号(第四号を除く)		下記以外		下記以外	下記以外		
		※小規模ボイラー	令第20条第五号イ、ロ、ハ、ニ	胴の { 内径 750mm 以下で 長さ 1300mm 以下	3 m <sup>2</sup> 以下		14m <sup>2</sup> 以下	30m <sup>2</sup> 以下		
	第五章小型ボイラー	小型ボイラー	令第1条第四号	0.1MPa 以下で 胴の { 内径 300mm 以下で 長さ 600mm 以下		1 m <sup>2</sup> 以下	35m <sup>2</sup> 以下で大気開放管又はU形立管 <sup>(1)</sup>	0.1MPa 以下で 8 m <sup>2</sup> 以下 0.2MPa 以下で 2 m <sup>2</sup> 以下	1MPa 以下で 10m <sup>2</sup> 以下	
簡易ボイラー等構造規格	簡易ボイラー	令第13条第三十六号	0.1MPa 以下で 胴の { 内径 200mm 以下で 長さ 400mm 以下		0.5m <sup>2</sup> 以下	0.3MPa 以下で 0.0003m <sup>2</sup> 以下	2 m <sup>2</sup> 以下で大気開放管又はU形立管 <sup>(1)</sup>	0.1MPa 以下で 4 m <sup>2</sup> 以下	1MPa 以下で 5 m <sup>2</sup> 以下	0.004 m <sup>3</sup> 以下で P×V=0.02 以下

- (1) 大気開放管、U形立管の条件（内径、水頭圧、取付け位置の制限）は省略する。
- (2) 貫流ボイラーは、管寄せ及び気水分離器の条件（内径、種類、内容積が一定限度以下）を省略する。
- (3) 表中、MPa はゲージ圧力、m<sup>2</sup> は伝熱面積、m<sup>3</sup> は内容積、P は最高ゲージ圧力、V は内容積を表す。
- (4) ※印は、令第20条第五号イ、ロ、ハ、ニのボイラーを便宜上「小規模ボイラー」という。
- (5) 令とは、労働安全衛生法施行令の略記である。